

# 市場の失敗と雇用格差\*

— 「既卒」差別と若年労働問題 —

古 屋 核

## I. はじめに

過去十年余り、日本の所得格差の動向に対する経済学界の関心は著しい高まりを見せた。この端緒となったのは、「1980年代から90年代にかけて日本の所得分布（課税前当初所得ベース）は急速に不平等化し、その不平等度は米国を上回るまでに至った」とする橋木(1998)の指摘であった。この指摘は、当初所得データにおける日米間の定義の違い（日本の「所得再分配調査」当初所得データにおける公的年金給付の除外）を論拠とする大竹(2000)等の批判を受け、一部正確性を欠くことが判明したが、さまざまな調査統計に基づく所得分布動向の追証を生む契機となった。<sup>1</sup> 多数の実証研究の蓄積の中で、「日本の所得格差（課税前・課税後双方）は1980年代以降緩やかな拡大傾向を示している」という認識も一定程度共有されるに至った。

上記のような記述的(positive)分析（“格差がいかなる動きをしているか”の分析）における活況とは対照的に、所得格差の規範的(normative)分析（“格差がなぜ問題なのか”の分析）においては研究の蓄積・認識の共有とともに限定的と言わざるを得ない。「就学年齢層の機会の平等を阻害したり、貧困層の生存権を侵害するような極端な所得分布の不平等性は是正すべき」といった一般論では意見の一致がみられても、所得再分配の程度や方法といった各論（<例>相続税率、年金財源、最低賃金・生活扶助水準など）では研究者間で相当程度スタンスの相違が生じている。所得再分配が複数のパレート均衡間の移行を伴う場合、その再分配を是とするか否かは分析者個人の公正基準（<例>Rawls的格差原理、Nozick的自由尊重主義など）に帰着してしまい、経済学の枠内の論理では見解の相違を解決できない、という問題に行き当たってしまうのである。

規範的格差研究における上述の限界を克服する一つの方法は、制度制約・外部効果等のため当初から最適均衡が達成できないケースに着目し、所得再分配によって資源配分効率のパレート改善が可能かを分析することである。たとえば、資本市場が不完全（教育費の前借りが十分にできない）で、個人の人的資本蓄積が技術進歩率に正の波及効果を持つ経済においては、税・補助金を通じた所得再分配によって教育への過少投資を解消し、経済全体の成長率・厚生を高めることが可能となる(Bénabou, 2002)<sup>2</sup>。このように市場の失敗の補正と格差是正が同時に行える（効率性と公正性のトレードオフがない）ケースにおいては、再分配政策に対して当事者全員の支持

\* 本論文は大東文化大学経済研究所主催の第27回経済シンポジウム「格差社会の現実と展望」（2007年12月1日）を契機に作成された。格差問題に関する貴重な洞察を提供していただいた報告者の佐藤嘉倫・石水喜夫の両氏、シンポジウムを統括し、本論文執筆の機会を与えていただいた研究部会長の川野幸男氏に深く感謝したい。

<sup>1</sup> 所得格差動向に関する実証研究を集めたものとしては、宮島他(2002)、樋口他(2003)、貝塚他(2006)などが挙げられる。

<sup>2</sup> Krueger(2002)は所得格差と教育への公的支援に関する優れた研究展望を提供している。

が得られ、複数の公正基準間の相克という難題も回避できることになる。

結局、規範的格差研究の現実的課題は、観測される格差の背後に何らかの市場の失敗が存在するのか（存在する場合には再分配政策を通じた補正が可能なのか）、様々なケースの分析を積み重ねていくことのように思われる。実際、日本に先駆けて 1970 年代末から所得格差の拡大が注目されてきた米国では、格差と非効率性に関する研究の蓄積が着実に進んでおり、Frank=Cook の The Winner-Take-All Society (1995) のように学界を越えて一般市井にも知られるものも出てきている。<sup>3</sup>

本稿では、規範的格差研究の現状と課題をふまえつつ、過去 10 年ほどで拡大傾向がとくに顕著になった若年層 (20 ~ 34 才) の所得格差とその背後に潜む市場の失敗の可能性に焦点を当てる。より具体的には、日本特有の雇用慣行である新卒一括採用（および既卒者に対する差別）にまつわる外部不経済と非効率性（社会的に過大な非正規労働者・不就業者の発生）に関して理論的考察を加える。次節（第Ⅱ節）ではまず、若年層における所得格差の動向とその背景を概観する。つづく第Ⅲ節では、生産性は同一で卒業年次のみが異なる複数種の求職者（新卒・既卒）がいる単純化された経済において、既卒者差別が社会的厚生に与える影響を浮き彫りにする。最終節（第Ⅳ節）では全体の結論を述べる。

## Ⅱ．若年層における格差動向とその背景

大竹 (1994, 2005) を始めとする多くの実証研究によれば、1980 年代以降の日本の全世帯ベースでの所得分布変動（不平等度の増加）は、高齢化によって説明できる部分が多い。一般に高齢者は就業形態・稼働所得水準が多様で所得格差も他の年齢層よりも大きくなる傾向がある。したがって、かりに各年齢世代内の所得分布に変化が全くなくても、元々世代内の所得格差が大きい高齢者世帯の割合が高まると全世帯の所得分布の不平等度は見かけ上増加することになる。実際、「所得再分配調査」に基づいて不平等度変動の寄与度分解を行った小塩 (2006) は、1983 年から 2001 年までの所得格差拡大の過半 (50.9%) が人口動態要因（高齢者世帯比率の増加）で説明できることを示しており、より直近 (2002 ~ 2005 年) では同様の人口動態要因の寄与度が 80% にものぼるといふ推計も存在する (厚生労働省, 2007)。

しかし、人口動態は所得分布変動のすべてを説明できるわけではなく、世代内の所得分布が有意に変化している年齢層も存在する。このことは年齢階級別に世帯年収のジニ係数の推移を示した図 1 によって確かめることができる。図 1 左端の楕円枠内から分かるように、1990 年代後半から 2000 年代前半にかけて、世帯主が 20 ~ 29 才の若年世帯において所得格差が顕著に拡大している。同様の傾向は、所得を労働所得に限っても観察することができる (内閣府, 2006a)。

上述のような若年層における所得・賃金格差の拡大は、若年雇用情勢の悪化と期を一にしてい

<sup>3</sup> Frank=Cook(1995) は、ただ一つの首位の座（およびそれに伴うレント）をめぐる過当競争が社会的厚生を低下させる可能性を指摘している。また Frank(2007) は同様の論理をステータス維持のための消費競争に適用し、富裕層への所得集中が内包する非効率性を分析している。

る。年齢階級別の失業率を示した図2からも分かるように、いわゆる「就職氷河期」が始まった1997年から若年層の失業率は急速に上昇し、15～24才の年齢層では2002年に二桁台(10%超)を記録するに至った。正社員の募集が減少する中で、図3のように若年層の非正規雇用も急増し、2002年には非正規雇用者の人口比が20～24才で約25%、25～29才で約20%にものぼった。<sup>4</sup> 失業者・非正規雇用者の急増(無所得ないし低所得者の増加)が、若年層における所得・賃金格差拡大の一因となっていることは否めない事実と思われる。

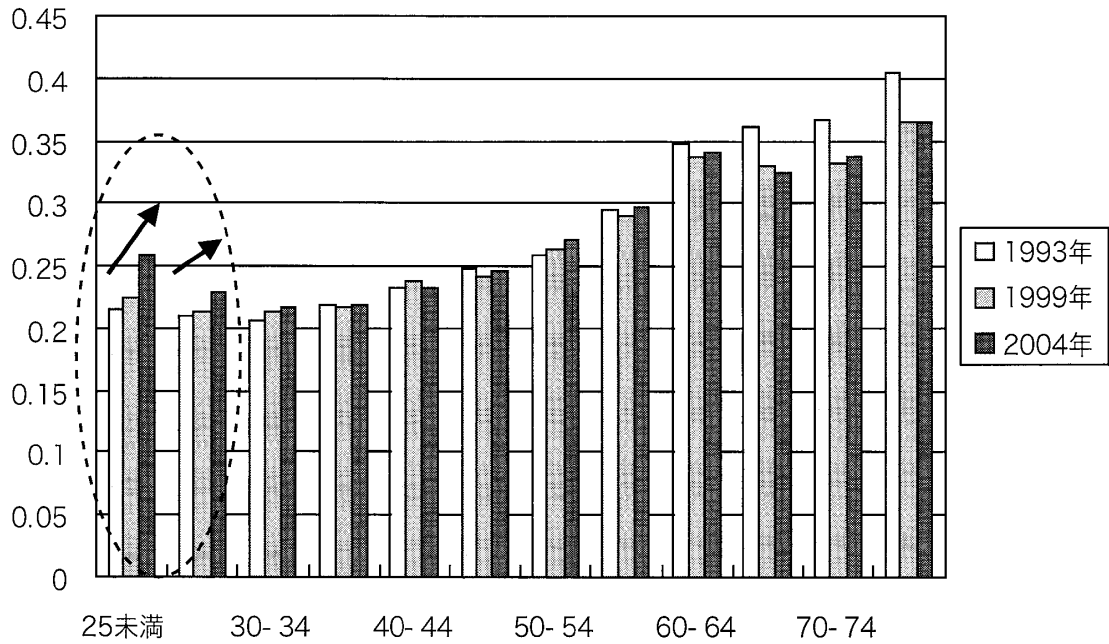
若年労働市場において、1997～2002年の「就職氷河期」における非正規雇用の急増とともに特徴的なのは、2002年以降の景気回復期における非正規雇用者数の高止まり傾向である。図4に見られるように、非正規雇用者数は15～24才では2004年をピークに緩やかな減少に転じているが、25～34才では2002年以来一貫して増加しており、「就職氷河期」における正社員募集の欠如の中、非正規就業を余儀なくされた層が、景気回復にもかかわらず正規雇用に移行できずに非正規雇用に滞留する傾向がうかがえる。同様の高止まり傾向は、労働市場に参加しない若年無業者(ニート)にも見られる(図5参照)。<sup>5</sup> 若年層におけるこのような非正規雇用・不就業の慢性化は、正規雇用に就けた層と就けなかった層との格差の固定化を招き、世代内格差増大の傾向を若年層から中年層にまで広げる可能性を持っている。

若年層における非正規雇用の慢性化や求職意思喪失者の発生の一因としては、正社員採用における新卒一括採用方式の存在がしばしば挙げられる(内閣府, 2006b)。これは、企業が若手正社員を補充する際、高校・専門学校・大学等の新卒者を年度初めに一括して採用する日本特有の慣行で、この若手正社員枠での就職希望者は在学中(通常は最終年次)から求職活動を始めることになる。この慣行は求職活動を行う学生、就職支援を行う学校、採用を行う企業の三者すべてにとって労力・資源の集中投入を可能とし、一定のスケールメリットを持つといえる。しかし、不運にして「新卒」のステータスを失い「既卒」となってしまった若年求職者(最終学年次に求人が十分になく卒業までに内定を取れなかった者、新卒時に不本意な就職をして早期転職を希望する者など)の就職を阻害する危険性も併せ持っている。実際、2005年の労働研究・研修機構の調査では、学校卒業後三年未満の既卒者(第二新卒者)を“採用対象としない”と回答した企業が44.0%、就労経験が浅いにもかかわらず“中途採用枠で選考する”と回答した企業が29.1%にのぼり、七割以上の企業で第二新卒者への門戸が事実上閉ざされている実態がうかがえる(図6参照)。卒業直後の既卒求職者が失業保険の給付対象になることは通常ないため、親族・知人等の資金援助がない限り、正規雇用職に就けなかった者は早晩非正規雇用を選ばざるを得なくなる。資金援助を受けられる者も成果の上がらない就職活動に疲れて求職意思をなくす場合があるだろう。かくして、企業の新卒優先主義が若年層の非正規労働化・ニート化の素地を形成することになるのである。

<sup>4</sup> 非正規雇用者の全雇用者に占める割合は、20-24才で約30%、25-34才で約25%となっている(内閣府, 2006a)。

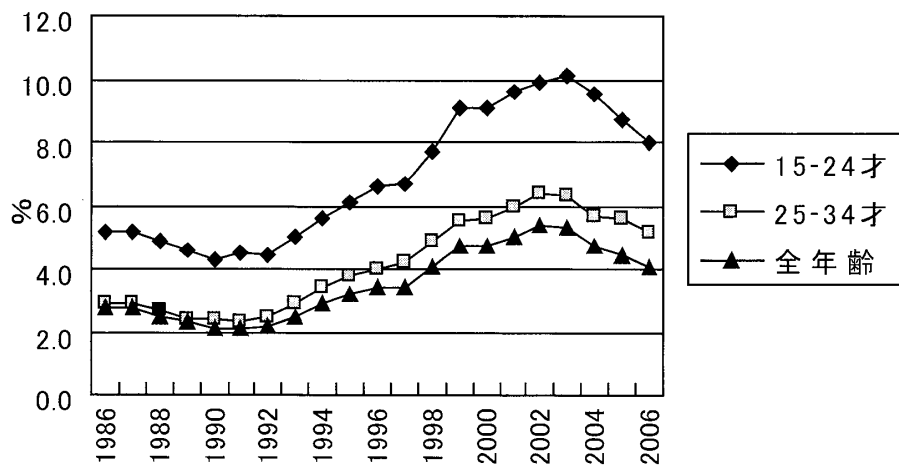
<sup>5</sup> ニートで居続ける動機は様々だが、2002年時点で半数以上が就業を希望しつつ求職していない「非求職型」であり(玄田, 2005)、ニート数の高止まり傾向も正社員就業の困難性を一部反映している可能性がある。

図1 世帯主年齢階級別年間収入のジニ係数(1993-2004年)



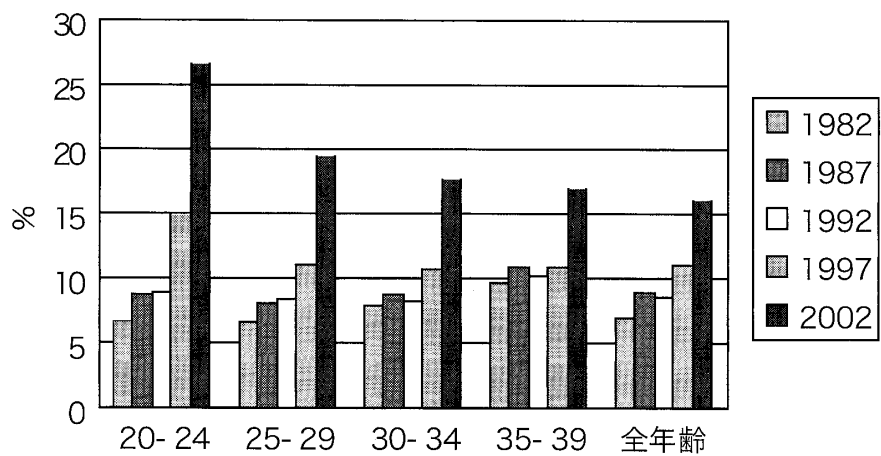
出所：総務省「全国消費実態調査」(二人以上世帯)

図2 年齢階級別完全失業率(1986-2006年)



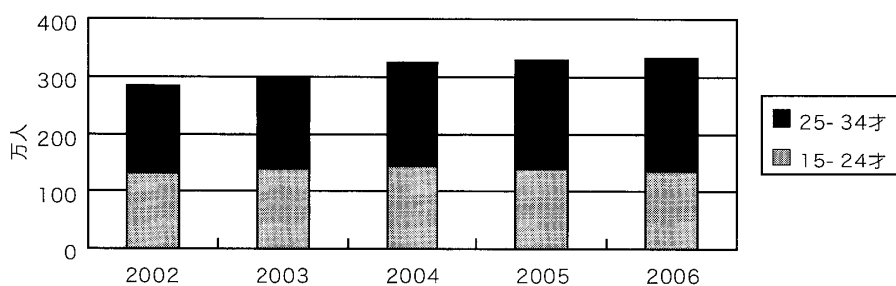
出所：総務省「労働力調査」

図3 年齢階級別非正規雇用者人口比



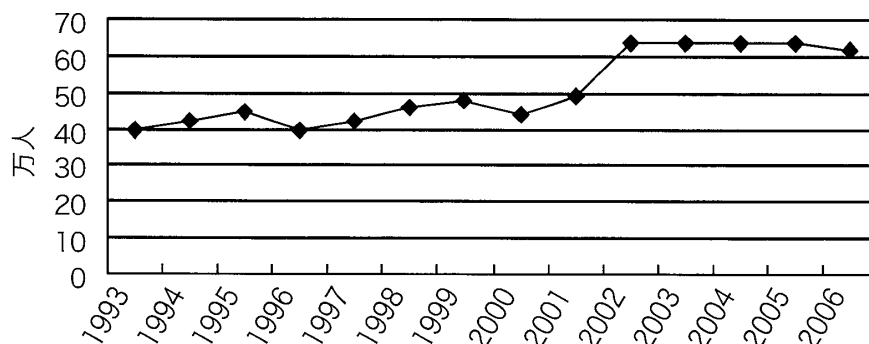
出所：厚生労働省「労働経済の分析 平成18年版」

図4 若年層の非正規雇用者数の推移(2002-2006年)



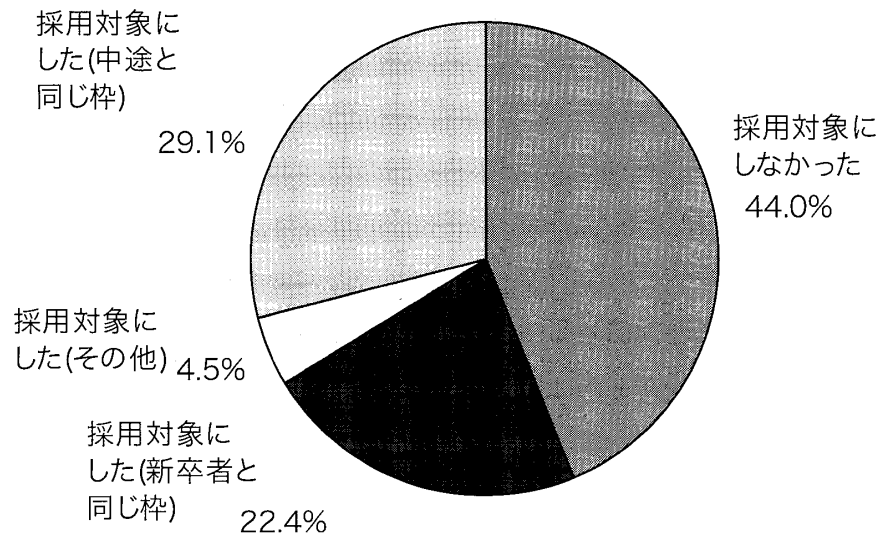
出所：厚生労働省「労働経済の分析 平成19年版」

図5 若年無業者(ニート)数の推移(1993-2006年)



出所：厚生労働省「労働経済の分析」各年版

図6 若年既卒者の主な採用枠



出所：労働政策研究・研修機構「第二新卒者の採用実態調査」(2005年)

注：正規従業員採用の際に「第二新卒者」を採用対象にしたか、という質問への回答。対象企業は従業員300人以上で三年以内に正規従業員の採用実績のある2,364社。「第二新卒者」の定義は原則として学校卒業後三年以内の者。

蓋し、自由主義経済における最終的な採用決定権は企業にあり、違法な雇用差別が行われていない限り求職者や第三者が選考過程に強制介入することはできない。たとえば、生産性・資質が同一だが卒業年次が異なる二名の採用候補者（新卒・既卒各一名）が一つの採用枠に応募している場合、現行慣行の下ではどの企業も新卒候補者の方を選択するであろう。これに対して不採用になった既卒候補者が不当性を訴えてもその主張が法的に認められる可能性はまずない。しかしながら、新卒を既卒に優先させる採用行動は個別企業にとっては合理的でも、既卒者が非正規労働化・ニート化する確率を高め、社会的費用を増大させる可能性があることには注意する必要がある。次節では、企業の新卒優先主義（既卒者差別）がもたらす社会的非効率性について、より細かく分析してみたい。

### III. 既卒者差別と市場の失敗

新卒一括採用慣行・既卒者差別の経済厚生効果を分析する準備作業として、まず、日常生活に即した例 — スーパーマーケットで製造年月日・賞味期限の表示がついた食品を一単位のみ購入する消費者の行動 — を考えてみる。<sup>6</sup> 議論の単純化のため、①賞味期限内での食品品質は一定で、製造年月日が古い日付の商品も新しい日付の商品も、賞味期限内であれば品質差は全く無い、②製造年月日による商品の完全な価格差別は取引費用上不可能で、残存賞味期間が非常に短くなっ

<sup>6</sup> 類似例の確率過程モデルを使った定式化については Furuya(2000) を参照されたい。

て値引き販売される商品以外は、異なる日付のついた商品が同一の価格で販売される、という二つの仮定を置く。

品質一定の仮定(上記①)により、食品を直ちに消費する消費者(以後「確実タイプ」と呼ぶ)にとっては商品間の製造年月日や残存賞味期間の差は問題にならない。したがってこのタイプの消費者は値引き品があればそこから一つを、無ければ異なる日付表示をもつ商品プールの中からランダムに一つを選ぶことになる。

一方、食品の消費時期が不確実な消費者(以後「不確実タイプ」と呼ぶ)にとっては、製造年月日・残存賞味期間の差は重要な選択基準となる。製造日が新しい商品を購入すれば食品消費のタイミングに関してより大きな自由度(オプション価値)を得られるからである。賞味期限切れ直前の値引き品を除いてはすべての商品の価格は均一であるため(上記仮定②)、このタイプの消費者は商品プールの中から最も新しい日付表示をもつ商品を優先して選ぶことになる。(このタイプにとって値引き品は残存賞味期間が短すぎて購入対象にならないとする。)

スーパー来店者における確実タイプと不確実タイプの分布は不確実であり、需要の確率変動は在庫変動で調整される。いま来店者にたまたま不確実タイプが続いた場合には、最新の日付のついた商品ばかりが売れることになる。この結果、古い日付のついた商品はいつまでも売れ残り、やがては値引き品の棚に移されることになるが、上述のように不確実タイプにとって値引き品は購入対象にならない。したがって(確実タイプの来店者がタイミング良く入らない限り)値引き品は棚で賞味期限を迎え、廃棄処分の憂き目を見る。この処分にまつわるコストは究極的には食品価格に上乗せされ、確実タイプを含む全消費者に負担がはね返ってくることになる。

ここでとくに注目すべきケースは、不確実タイプにとって商品の日付が一日新しくことになる効用の増分(私的便益)が微小である(賞味期限ぎりぎりまで消費を延長する確率が極めて低い)一方、食品廃棄のコスト(社会的費用)が相対的に大きい場合である。この場合、不確実タイプの各消費者が最新日付商品の優先購入を控えてやや古い商品を購入することで、社会的費用を抑制し、資源配分のパレート改善ができるはずである。<sup>7</sup> しかし、個別消費者にとって、他の消費者が上記のような「環境にやさしい」購入行動を取って社会的費用の削減に協力しているならば、自分だけは最新日付の商品を選択して私的便益も最大限享受した方が得となる。この結果、古典的な「囚人のジレンマ」によって社会的に過大な食品廃棄を伴う非効率な均衡が発生することになる。<sup>8</sup>

上述のような非効率発生の源泉は、不確実タイプの消費者の選択行動に付随する負の外部性にある。各消費者が最新日付の商品を追い求めることには「より古い日付の商品の廃棄確率が高まり、他の消費者が負担する社会的費用が増加する」という負の外部効果があるが、均一価格の仮定のため、この外部効果は価格シグナルに反映されず、一種の「市場の失敗」が生じてしまうの

<sup>7</sup> 社会的費用が減るのは、棚に残っている商品の日付が若返り、賞味期限切れで廃棄処分を受ける商品量が減少するためである。

<sup>8</sup> 現実経済においては、販売店は最新日付のついた商品を棚の最も奥に陳列する「前陳」を行ったうえ、従業員の巡廻によって奥に手を伸ばして最新商品を取ろうとする利己的な消費者を牽制している。しかし、こういった牽制行動の効果には自ずと限界がある。

である。

若年労働市場における既卒者差別の経済効果は、上記の例において「消費者＝雇用主」、「食品＝求職者」、「製造年月日＝卒業(予定)年月日」と置き換えることで容易に理解できる。<sup>9</sup> 卒業年次による賃金差別化(＜例＞第二新卒の初任給のディスカウント)が制度・取引費用上の制約によって困難な場合、たとえ新卒・既卒間で卒業年次以外の条件(生産性・資質など)が完全に同一でも、雇用主は卒業年次が少しでも新しい求職者を雇おうとする。このような雇用主の選択的行動は、卒業年次がより古い求職者の高齢化と生産性の劣化(＜例＞学校で習得した基礎的技術の風化)という副作用を持つ。この副作用によって、本来正社員としての技能形成・従業が可能だったはずの既卒者が、機会を逸失して非正規労働化・ニート化し、それに付随した社会的費用が発生することになる。

食品の例と同様、雇用主各人の私的便益の追求(新卒優先採用)は、既卒求職者の劣化確率の上昇・他の雇用主の社会的費用負担の増加という負の外部効果を持つ。賃金差別化に限界がある限り、この外部効果は価格シグナルに反映されず、社会的に過大な非正規労働者・不就業者を生じさせる可能性があるのである。<sup>10</sup>

最後に、上述の賞味期限付食品の比喻から、既卒者差別の問題にどのような政策的含意が得られるかを考えてみる。ここでの市場の失敗のそもそもの源泉は、新卒・既卒間の賃金差別化の欠如だったことを想起すれば、これを直接補正するのが最善の政策といえる。労働市場における賃金調整に限界があるならば、既卒者からの一括税(lump-sum tax)を財源としつつ、既卒者を雇用した企業に補助金を給付し、新卒・既卒間の均衡相対賃金体系を再現するのも一法であろう。

一方、上記のような最適均衡の実現が困難な場合、現実的政策対応は次善均衡の実現をめざすことである。これは、食品の例でいえば、各消費者が最新商品よりも少し古い日付の商品を買っているような状況(囚人のジレンマにおける協力解)を制度的に作り出すことに相当する。<sup>11</sup> 既卒者差別のケースでは、公務員採用枠等を使って社会全体での既卒者雇用を増やすといった政策が具体的に挙げられる。

## IV. むすび

1997～2002年の「就職氷河期」において、日本の若年層(15-34才)における非正規雇用者・求職意思喪失者数は急速に増加し、2002年以降の景気回復期にも高水準で推移している。正規・非正規労働者間の賃金格差を背景に若年層における所得格差も増大傾向にあり、非正規雇用の慢

---

<sup>9</sup> 先述の例における「賞味期間」がこの例で何に対応するかに関しては様々な解釈が可能である。最も自然な解釈は「求職者が学校で習得した基礎的技術が風化しない期間」であるが、「正社員としての企業内訓練を施した後、訓練費用(雇用主にとっての投資費用)を回収できる期間」という解釈も可能であろう。

<sup>10</sup> 厳密にいうと、既卒求職者の劣化度が社会的に過大か否かは、新卒を雇うことによる各雇用主の私的便益とフリーター・ニート等発生による社会的費用の大小関係に依存する。

<sup>11</sup> 具体的には、消費者が新旧とり混ぜて商品を共同購入したうえ購入メンバー間でランダムに振り分ける、などの方法が考えられる。



性化によって格差が固定化する恐れも出てきている。本論文はこれら若年労働問題の一因とされる正社員補充における新卒優先主義に焦点を当て、この雇用慣行にまつわる外部不経済と市場の失敗の可能性に関して理論的考察を加えた。

新卒・既卒間の賃金差別化が困難なとき、たとえ両者の生産性が同一でも、企業はオプション価値の高い新卒求職者を既卒求職者に優先して採用しようとする。しかし、このような企業の選択的採用行動は、既卒求職者の高齢化と生産性の劣化を通じ、本来正規雇用への就業が可能だったはずの既卒求職者を非正規化雇用に滞留させる、という外部効果を伴う。相対賃金構造の硬直性により、この外部効果は価格シグナルに反映されず、既卒者の正規雇用が社会的に過小となる可能性がある。この場合、既卒者の公的雇用などの労働政策によって資源配分効率のパレート改善が可能となる。

なお、本分析では、新卒・既卒者の生産性は同一、求職者・企業間で情報は対称的、企業は同質的、など単純化のための仮定が多く用いられていた。より現実に応じた分析に関しては今後の課題としたい。

## 参考文献

- Bénabou, R. (2002) "Tax and Education Policy in a Heterogeneous-Agent Economy: What Levels of Redistribution Maximize Growth and Efficiency?" *Econometrica* 70(2), pp.481-517.
- Frank, R. H. and P. J. Cook (1995) *The Winner-Take-All Society*, Penguin Books.
- Frank, R. H. (2007) *Falling Behind: How Rising Inequality Harms the Middle Class*, University of California Press.
- Furuya, K. (2000) "Regulation, Living Cost, and Economic Welfare: A Comparative Analysis of Japanese and U.S. Food Labeling Systems," *Irvine Economics Paper*, No.99-00-26.
- Krueger, A. B. (2004) "Inequality, Too Much of a Good Thing," in Heckman, J. and A. B. Krueger, eds., *Inequality in America: What Role for Human Capital Policies?*, MIT Press, pp. 1-75.
- 大竹文雄 (1994) 「1980 年代の所得・資産分配」『季刊理論経済学』45(5) pp.385-402。
- 大竹文雄 (2000) 「所得格差を考える (やさしい経済教室)」『日本経済新聞』2月～3月。
- 大竹文雄 (2005) 『日本の不平等』日本経済新聞社。
- 小塩隆士 (2006) 「所得格差の推移と再分配政策の効果」、小塩・田近・府川 編『日本の所得分配』東京大学出版会 pp.11-38。
- 貝塚啓明・財務総合政策研究所 編著 (2006) 『経済格差の研究』中央経済社。
- 玄田有史 (2005) 『働く過剰』NTT 出版。
- 厚生労働省 (2007) 『平成 17 年 所得再分配調査報告書』厚生労働省。
- 橘木俊詔 (1998) 『日本の経済格差』岩波書店。
- 内閣府 (2006a) 『平成 18 年版 経済財政白書』内閣府。
- 内閣府 (2006b) 『平成 18 年版 国民生活白書』内閣府。
- 樋口美雄・財務総合政策研究所 編著 (2003) 『日本の所得格差と社会階層』日本評論社。
- 宮島洋・連合総合生活開発研究所 編著 (2002) 『日本の所得分配と格差』東洋経済新報社。